

自治体取組事例

本人と共につながる。交流の輪が広がる。
地域が一つになる。未来につなげる。



本人が得意なことが
地域交流につながる

香川県 綾川町

得意なことを活かした木工品づくりを地域の皆と一緒に楽しむ場を企画しました。作品は、保育園等に寄贈し、地域での交流も広がっています。

千羽鶴で甲子園を目指す
高校球児たちと交流

和歌山県 御坊市

甲子園を目指す高校球児のため、地域のデイサービスや施設の皆で作った千羽鶴を持って激励に行きました。



本人が運営する農園やカフェを
通じて広がる地域交流の輪

京都府 京都市

本人がやりたいことをもとに、農園やカフェを地域の皆と一緒に運営しています。誰でも参加できるため、交流の輪も少しずつ広がっています。

共生社会の実現を推進するための

認知症基本法

2024年1月に施行されました



解説版

知ろう、話しあおう、動きだそう

認知症は自分ごと、自分らしく暮らし続ける時代に

令和4(2022)年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害(MCI)の高齢者数は約559万人と推計*1され、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群と言える状況です。

平成16(2004)年、「痴呆」という用語は「認知症」に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、各般の施策を推進していくこととされていました。しかし、認知症になると何もわからなくなり、できなくなるという考え方が根強く残っており、認知症になることを受け入れることが難しい状況があります。年齢にかかわらず、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身や家族が認知症であることを、周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代が来ています。

*1 厚生労働省 令和5年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」(研究代表者:二宮利治)

基本法成立から計画策定までの流れ

令和5年6月成立、令和6年1月施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

議員立法として、国会において超党派で成立。

- * 認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。
- * 「共生社会の実現の推進」という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく。

認知症施策推進基本計画の策定

基本法第11条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府として策定するものであり、政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画として位置づけられ、地方公共団体が策定する都道府県計画及び市区町村計画の基本となるものである。

- * 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

「新しい認知症観」とは

認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

- * 施策は、認知症の本人の声を起点とし、認知症の本人の視点に立って、認知症の本人や家族等とともに推進する。
- * 基本計画に定める施策は、原則として当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定め、目標の達成状況を調査し、認知症施策の効果に関する評価を行うこととされている。
- * 都道府県・市区町村は、認知症の本人や及び家族等の意見を聞きながら、それぞれの計画を策定する必要があり、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら推進していく必要がある。

「新しい認知症観」に立ち、本人参画で共生社会の実現を図る

共生社会の実現を推進するための認知症基本法のポイント

基本法の全文はこちら



POINT 1 第1条(目的)

認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進。

* 施策や事業はあくまでも手段であり、目的は共生社会の実現であることに留意する。

認知症の本人のアイデアで スーパー銭湯が世代を超えた集いの場に 和歌山県 御坊市(人口:21,800人)

自治体
取組
事例
1

「たまにはゆっくり風呂に入りたい」という本人のつぶやきを、認知症地域支援推進員が他の推進員や認知症コーディネーターに共有。実現するためのアイデアを出し合うと、さらに本人から「市内のなじみのスーパー銭湯で本人たちが集まったらいいなあ」との声があり、地域のスーパー銭湯に相談しました。店長さんが「なじみのお客さんも歳を重ね、気がかりな人もいる。いつまでも気持ちよく利用してほしい」と快く協力してくれることになり、実現しました。

まちの人気スポットなので、サロンには本人も家族も専門職も行政職員も、皆が喜んで参加します。温泉に浸かって、サロンに集まると、いつも以上に会話も弾み、楽しい時間を過ごせることを実感しあえる貴重な場になっています。リラックスした楽しい雰囲気では、人が集まりやすく、本人が地域へ出ていくきっかけにもなっています。

専門職や行政担当者も、地域での取組を本人視点で見直すことで、地域にある様々な社会資源に気づくことができました。ともに過ごす中で、本人だからこそ気づけるバリアやバリアの解消のためのアイデアが聞かれ、誰もが利用しやすいバリアフリーの環境づくりに繋がりつつあるのではないかと思います。



ひ孫も参加し、ともに快適なひと時



皆のイメージから、「ごぼうホットサロン」と命名!



誰もが分かりやすいように工夫しました

共生社会の実現を推進するための認知症基本法のポイント

基本法の
全文はこちら



POINT 2 第3条(基本理念)

認知症施策は認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- * 計画策定やすべての取組を進める前に、自治体担当者・関係者が、基本理念についてよく話し合い理解を深めながら、共有・浸透を図ることが重要。

基本的人権を、すべての基礎にする

- * 人権が軽視されている現状・発想を変えていく。
- * 自分ごととして、人権の重要性を考え、守る。

① すべての認知症の本人が基本的人権を持つ個人として、自分の意思で生活できること。

- * すべての本人が、年齢・状態・居住場所・家族の有無・経済状態その他を問わず、人として当たり前の基本的人権を持つ個人として、自分の意思で日常生活や社会生活を営むことができる、という考え方の浸透を図る。
- * 認知機能の低下があり、意思決定をしにくい認知症の本人だからこそ、自分の意思で生活を営めるようにすることが肝心。
- * 基本的人権を守ることを日々の中で徹底していくことで、認知症の本人のストレスと不安・混乱・失望等を最小化し、尊厳と希望を持って暮らせ、共生社会の実現につながる。

② 国民が認知症の正しい知識と認知症の本人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

- * 認知症についての正しい知識のみでなく、「新しい認知症観」(P.1参照)に立って、「認知症の本人に関する正しい理解を深める」ことに注力する。
- * 地域に根強く残る「認知症になると何も分からなくなり、出来なくなる」という考え方を、「新しい認知症観」に切りかえて、自地域で暮らす認知症の本人の理解を深めていく。

③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意見表明・社会参画の機会が確保されること。

- * 日常・社会生活を営む上でのバリアフリーを通じて、すべての認知症の本人が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分発揮できるようにする。
- * 地域で安全・安心に自立し日常生活・社会生活を営むことができるようにする。
- * 自己に関することに意見を表明する機会を確保する。
- * 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。

④ 認知症の本人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のないサービスが提供されること。

- * 認知症の本人の意向を十分に尊重していくことが前提。認知症の本人の視点にたって、良質で適切な保健医療サービス、福祉サービスを切れ目なく提供する。

⑤ 適切な支援により、認知症の本人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができること。

- * 認知症の本人だけでなく、家族等(家族本人と日常生活において密接に関係を有する者)に対する支援を適切に行うことで認知症の本人及び家族等が安心した生活を営むことができるようにする。

⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進すること。

⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他各関連分野における総合的な取組を行うこと。

- * 各自治体で、庁内の各分野の部署の力を借りて進めていくことが大切。
- * 認知症の本人の声を起点に、これを実現するために、すぐに手を組める部署などとともに一歩ずつ動き始めることで、総合的な取組となるよう拡充を図っていく。

POINT 3 第8条(国民の責務)

国民は認知症の本人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- * 認知症を自分ごととして考える必要がある。
- * 住民に伝えるだけでなく、まずは行政担当者や専門職の人たちから、認知症を自分ごととして考え、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

POINT 4 第11条～第13条(認知症施策推進基本計画等)

- * 政府は基本計画を策定しなければならない(義務)。
- * 都道府県、市区町村は計画を策定するよう努めなければならない(努力義務)。
- * あらかじめ、認知症の本人と家族等の意見を聞くよう努めなければならない。
- * 少なくとも5年ごとに計画を検討、必要時は変更する。
- * 都道府県・市区町村はその特性に応じた計画を、認知症の本人及び家族等の意見を聴きながら創意工夫し、自主的に策定していくことが大切。
- * それぞれの自治体の地域特性を駆使して創意工夫しながら、認知症施策を総合的・計画的に推進していく必要がある。
- * 行政職員が認知症の本人や家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の本人や家族と対話し、意見を交換し合うことで、認識を共有することが重要である。

認知症の本人も参画する 鳥取市の認知症施策推進計画づくりのワーキングが発足 鳥取県 鳥取市(人口:188,200人)

自治体
取組
事例
2

- ✿ 本人が鳥取市のさまざまな会議に参画したり、本人ミーティングで、市の施策や地元企業の製品開発に加わり、本人ならではの気づきやアイデアを出せる機会を増やすことで、本人の活躍の場が広がってきました。この動きをさらに広げていくために、認知症基本法を機に、市の認知症施策推進計画づくりに着手しました。本人をはじめとして、鳥取市に暮らすさまざまな人が参画して楽しく語り合うワーキングを立ち上げ、意見を出し合っています。
- ✿ ワーキングの場ではもちろんですが、これまでの取組での意見も活かしながら、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる鳥取市のために、皆で計画を作っていきたいと思います。



POINT 5 第14条～第25条(基本的施策)

- * 認知症施策推進計画を策定するには、以下の12項目の基本的施策を中心に検討する必要がある。
- * 地方公共団体は、以下12項目に加えて創意工夫をしながら、地域の実情や特性を活かした取組を、認知症の本人の声を起点とし、認知症の本人の視点に立って、認知症の本人と家族等とともに推進することが重要である。

①認知症の本人に関する国民の理解の増進等

- * 誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分ごととして理解を深めることが重要であり、すべての施策が効果的に進むためにも必要。
- * 実感的な理解を深めるためには、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている、実際の姿や声を発信する取組に力を入れる。

②認知症の本人の生活におけるバリアフリー化の推進

- * 認知症の本人にとっての、日々の生活を営む上で障壁となるものを除去する。
- * 地域において安全かつ安心して自立した生活を営むことができるようにする。
- * 意見を表明する機会や社会活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮できるようにする。

③認知症の本人の社会参加の機会の確保等

④認知症の本人の意思決定の支援及び権利利益の保護

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

⑨認知症施策の策定に必要な調査の実施

⑩多様な主体の連携

- * 認知症の本人の声を起点に、望む生活の継続を認知症の本人の視点にたって分野横断で実現を図る。
- * 認知症の本人、そして地域の住民や専門職、地域の多様な産業分野の人等が、互いの個性や個性と能力を発揮しあって支え合い、活力を保ち伸ばしていく社会をともに創る。

⑪地方公共団体に対する支援

⑫国際協力

認知症の本人の声に耳を傾け 社会参加をともに実現

静岡県 藤枝市(人口:137,100人)

自治体
取組
事例
3

藤枝市の職員は、日頃から本人の声を聞くことを大切にしています。「誰に相談していいかわからなかった。同じような気持ちの人が他にもいると思う」という本人の声から、本人同士が交流し合える機会が必要であることが分かり、思いを共有できる「本人ミーティング」をはじめました。「認知症の本人は話せない」と決めつけず、本人の発言をゆっくり待つことで、自分の考えを共有できる機会を後押ししています。

藤枝市では、本人ミーティングの場は社会参加のためのきっかけ作りと考えており、そこで本人が話した「やりたいこと」を叶えるために必要なことは何かを本人と一緒に相談し、活動しています。その他にも、本人とともに、本人ガイドの作成や、認知症ケアパスの改定などにも取り組んでいます。



認知症の本人からのメッセージ

自分らしい暮らしを
諦めずに
続けていこう

藤田 和子さん

鳥取県在住 63歳

(一社)日本認知症本人
ワーキンググループ代表理事
認知症本人大使「希望大使」

私は45歳で若年性アルツハイマー病と診断されました。日々、工夫をしながら暮らしています。自分なりに考え、自分のことを決めてきました。会議や講演等で出かけることも私の日常の一部です。

さまざまな人たちと出会い、語り合い、自分らしい人生を生きています。認知症になってからもさまざまな可能性が広がっていくことを実感しています。地元の本人ミーティングでも、話しやすい場を活動支援者と丁寧につけています。参加する人も増えてきて、市の取組に提案を出したり、自分たちの暮らしをサポートする製品・サービスの開発に参画しています。

基本法のもとで、自分らしい暮らしを諦めることなく続けていける人が全国で増えていくように、それを後押しする人も増えてほしいです。



毎日続けるから
お化粧もできる



地元のラジオ局で
「ミニ・本人ミーティング」
を生放送

「役割」が元気の源！
「対等な関わり」で、
楽しく暮らせる

鈴木 貴美江さん

京都府在住 85歳

京都府認知症応援大使
認知症本人大使「希望大使」

「なんか違うなぁ？」とモヤモヤしていた75歳の時、認知症と診断されました。はっきりしたことで、気持ちはスッキリしました。

主治医のすすめで認知症カフェに行ってみると、ステキな喫茶店で、同じ年代の方と知り合い、人見知りの私も話が弾み、コーヒーの淹れ方も教わりました。次に通った認知症カフェは、やりたいことを聞いてくれて、自分で選べます。洗い物を手伝ったり、コーヒーを淹れたり、「役割がある」ことは楽しいし、やりがいになります。

支援者が味方になって後押ししてくれるので自転車にも乗れるようになりました。ボーリングは昔より良いスコアが出るし、まだまだやりたいことがいっぱい。忘れてもうまくつきあう方法が見つければ怖くありません！



誰かのお役に立つことが
私の元気の源



仲間の後押しで
自転車に乗れた

認知症になってからも、希望を持って暮らせる！

私たち本人の思いと力を活かして、自分らしく
暮らし続けられるまちを、ともにつくっていきましょう！